

経済財政運営と改革の基本方針2025（仮称）に対する 指定都市市長会提言

我が国は、少子・高齢化や気候変動への適応、防災・減災、国土強靱化の取組に加え、エネルギー・食料品価格等の上昇など、国内外の社会経済情勢の大きな変化と課題に直面している。

こうした中、将来にわたり、我が国全体の持続的な成長を促していくためには、過度な東京都への一極集中を是正し、国と地方が一体となって、人口減少・少子化対策などの国家的な課題解決に取り組むとともに、大都市が、幅広い権限と安定的な財源を持ち、創意工夫により、各地域において圏域全体の活性化・発展及び広域連携の牽引役としての役割を十分に発揮しながら、多極分散型社会を実現していくことが必要である。

指定都市が、圏域における中枢都市として、その能力を十分に発揮し、日本を牽引するエンジンとなって、こどもまんなか社会の実現、自治体DXの推進、脱炭素社会の実現、国民の生活及び安全・安心の確保等に取り組み、ひいては、日本経済の持続的な成長に寄与していくため、「経済財政運営と改革の基本方針2025（仮称）」において、指定都市市長会の提案を反映するよう提言する。

1 こどもまんなか社会の実現

（1）こども・子育て政策の強化

こどもを望む全ての人が安心してこどもを産み・育てることができるよう、特に多くの地方自治体が独自に実施しているこども医療費やひとり親家庭医療費等の助成制度、多子世帯への保育料や学校・保育所等の給食費等を含めた利用者負担軽減策については、国の責任において、全国一律の制度を構築し、高等学校の授業料無償化も含めて長期的かつ安定的な財源措置を講ずるとともに、地方自治体に発生する様々な負担に対して、十分な人的・財政的支援を速やかに講ずること。併せて、地方自治体が地域の実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供などについても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、国においても、必要な財政支援を講ずること。

また、幼児期の教育・保育、子育て支援、社会的養育の質・量の充実を図るため、保育人材の確保や処遇改善、保育所等の老朽化対策等の施設整備補助の事業費確保や嵩上げ等の措置を講ずること。乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、一時預かり事業との整合性を図った上で、各地方自治体の実情や受入体制に応じて対応できる柔軟な仕組みとするとともに、保育士等の負担も十分に考慮した財政措置を講ずること。さらに、放課後児童クラブ支援員等の処遇改善や施設整備補助の嵩上げ等の財政措置を拡充すること。加えて、医療的ケア児や配慮を要するこどもの受入促進に係る財政措置の更なる拡充等を図ること。

（2）持続可能な学校体制づくり

全国的な教職員不足を解消し、地域の実情に応じた学校の働き方改革の推進と教育の充実を実現するため、義務教育費国庫負担制度による教職員の給与費について、

特に令和12年度までに段階的に10%まで引上げを行うとされている教職調整額を含め、地方に負担転嫁することなく、その所要額全額について、国の責任において確実な財政措置を講ずること。

さらに、こどもたちを取り巻く環境の多様化など様々な課題に対応するため、基礎定数及び加配措置の更なる改善や教育人材の拡充に向けた効果的な施策を講ずるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を教職員定数として算定し国庫負担金の対象とすること。

2 自治体DXの推進

(1) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

標準準拠システムの構築・移行はもとより、その後が生じた標準仕様の改版に伴うシステム改修及び標準準拠システムと一体的に対応が必要となる標準化対象外のシステム構築等について、必要経費全額を確実に補助すること。また、特定移行支援システムについても同様に、移行完了までの必要経費を全額補助すること。さらに、ガバメントクラウド利用料を含む標準準拠システム等の運用経費については、地方自治体の意見を丁寧に聞きながら協議し、自治体の負担が現行を上回ることはないよう、十分な財政支援を継続して行うこと。

さらに、デジタル庁主催の「共通機能等課題検討会」において、データ連携に関する詳細の統一が困難となることが明らかになるなど、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」における目標の達成が懸念される状況となっていることから、事業者の競争環境を確保し、ベンダーロックインを回避するなど同方針で掲げる目標が達成できるよう、国が改めて主導的な役割を果たすこと。

(2) デジタル化を見据えた行政事務の簡素化

地方自治体の行政事務は、根拠となる国の各種制度の複雑さに加え、度重なる制度改正や運用変更などにより、事務を実施する地方自治体をはじめとしたサービス提供者だけでなくサービスを受ける利用者においても多大な負担が生じている。住民サービスの向上や地方自治体の業務の効率化・高度化に資するデジタル化を推進するにあたっては、単に現在の制度の運用方法をデジタル化するのではなく、事務の簡素化を含めた制度自体の抜本的な見直しが必要不可欠であることから、デジタル庁が司令塔となって、各省庁が所管する事務の制度に改善の余地がないかを横断的かつ地域の実態に即して再点検し、その結果を踏まえた対応を迅速に実施すること。

3 脱炭素社会の実現

(1) 脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進

商品・サービスの温室効果ガス排出量が見える化し、国民の前向きで主体的な意識改革や行動変容を促すため、国として早期に地域横断的な仕組みの構築・展開を進めること。

また、水素など次世代エネルギーの社会実装や再生可能エネルギーの主力電源化に対応するためのインフラ整備など脱炭素社会の実現に向けた基盤整備を行うこと。

(2) 地域脱炭素移行への支援の拡充

国主導で組織横断的に省庁や所管業務の枠を越えて、脱炭素社会の実現に向けた取組を講じ、地方自治体や企業等の取組を推進するため、脱炭素化を主目的とする事業以外であっても脱炭素化に資する場合は、国が交付する補助金の補助率引き上げ等のインセンティブを付与するなど、財政支援を拡充すること。

4 国民の生活及び安全・安心の確保

(1) 物価高への対応

エネルギー・食料品価格等の上昇により、長期間にわたって市民生活・地域経済への影響が生じている状況を踏まえ、引き続き、国の責任において、市民生活・地域経済を守り抜くための物価高対策に万全を期すとともに、国庫補助負担金の算定基礎において適切に物価上昇分を反映すること。併せて、中長期的な対応として、省エネの促進などエネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化に取り組みつつ、持続的で構造的な賃上げや民需主導の持続的な成長の実現に向けた取組を進めること。

(2) 防災・減災、国土強靱化の推進

道路、河川、上下水道等のインフラ施設の老朽化が加速度的に進行する中、令和 7 年 1 月に埼玉県八潮市では大規模な道路陥没が発生した。適切な維持管理及び計画的な改築・更新が実施されなければ、国民生活や社会経済活動に重大な影響を与えることから、インフラ施設の予防保全型による点検・修繕や機能向上を伴う改築等、集中的な対策の推進に必要な支援を行うこと。

また、災害が発生すると多くの市民の生命・財産が脅かされるとともに、その影響は社会経済全体にまで及ぶことから、大規模地震等の自然災害に対して指定都市が行う避難生活環境の改善をはじめとした被災者支援や浸水対策、土砂災害対策、インフラの耐震化等の防災・減災対策を引き続き推進していくため、令和 7 年度までの時限措置となっている緊急防災・減災事業債等を延長し、さらには恒久的な措置とするなど重点的な支援を行うこと。加えて、緊急物資の輸送機能の確保や円滑な応急対策活動のための緊急輸送道路の整備、橋梁の耐震化、無電柱化対策などの地震対策への重点的な支援を行うこと。

さらに、こうした国土強靱化の推進に必要な財源の継続的・安定的な確保のための措置を行うこと。

5 多様な大都市制度の早期実現

人口減少が急速に進む中、持続可能な社会と我が国の更なる成長を実現するためには、国と道府県と大都市の役割分担を含めた地方自治制度のあり方について議論を進め、国家戦略として多極分散型社会の実現を目指していく必要がある。そのような中、昨年度、国に設置された「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」及び「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」において、特別市をはじめとする大都市制度等について議論されている。次期地方制度調査会においては、大都市制度のあり方等を諮問事項とし、特別市の法制化に向けた議論を加速させ、地域の実情に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

また、これまでの新型コロナウイルス感染症や令和 6 年能登半島地震における被

災地への対口支援などといった大規模災害等の対応において大都市が果たしてきた役割を踏まえ、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、地域の実情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲をより積極的に進めること。

6 安定的な財政運営に必要な措置

(1) 地方一般財源総額の確保

いわゆる「一般財源総額実質同水準ルール」については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、引き続き3年間維持することとされている。こども・子育て政策の強化等、社会保障関係経費の増加や、物価高の影響、人件費の増加などが今後も懸念されることから、令和8年度以降は、令和7年度の地方財政計画の水準にとどまらず、地方の財政需要を的確に地方財政計画に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。

また、「年収の壁」の更なる見直しについては、国民の手取りの増加、労働市場への労働力の供給などの効果が期待される一方、地方では個人住民税の減収や所得情報を活用する社会保障制度への影響が生じることが懸念される。加えて、揮発油税等のいわゆる暫定税率が廃止される場合についても地方財源の減収が生じることが懸念されることから、国の責任において代替となる財源を確保し、地方自治体が住民に必要な基礎的行政サービスを持続的に提供するための財政措置を確実に講ずること。

さらに、地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げ等により対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

(2) 大都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充するとともに、道府県から指定都市に移譲されている事務・権限等について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

(3) 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。また、医療や介護、障害者福祉等の社会保障関係費が増加する中、税源移譲がなされるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、超過負担を解消すること。

令和7年4月14日
指定都市市長会